

営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用について

1. 目的

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用をするに当たり、営繕工事において必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

2. 調達検討資材

調達検討資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。

営繕工事においては、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材が想定される。一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、課長通知の主旨を踏まえ誠実に協議に応じることとする。

3. 別途調達経費

別途調達経費は、次の（１）、（２）の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。材料費に連動する専門工事業者等の諸経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行うものとする。

- （１）調達検討資材の代替資材を調達した場合
- （２）設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

4. 手続き

- （１）本運用の対象工事である旨を、以下のとおり契約方式に応じた書面に記載（電磁的記録を含む。）する。
 - ① 一般競争入札の場合：現場説明書
 - ② ①以外の指名競争入札の場合：現場説明書
- （２）工事発注時点で、調達検討資材を想定し、発注者は現場説明書に対象となる調達検討資材を別記１の記載例を参考に明示する。既契約工事においては、受発注者間の協議の上、調達検討資材を設定する。
- （３）代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「調達検討資材に関する協議書（様式１）」を監督職員に提出し、協議する。調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議すること

も可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

- (4) 設計変更の際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書(様式2)」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等(以下「証明書類」という)の資料を監督職員に提出する。
- (5) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を監督職員に提出する。
- (6) 設計変更にあたっては、設計図書に代替資材の規格・仕様の記載又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要とする調達をした旨を別記2の記載例を参考に記載する。なお、代替資材を調達する場合、設計者や入居官署等との協議など、通常的设计変更と同様の手続きが必要なことに留意すること。
- (7) 妥当性が確認された別途調達経費について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- (8) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条(スライド条項)の対象外とする。
- (9) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
- (10) 受注者より疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(別記1) 発注時の現場説明書における記載例

第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1. 本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材(以下、「調達検討資材」)について、調達変更により必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更により計上をする工事である。
- 2. 調達検討資材は表一〇とする。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

表一〇 調達検討資材

資材名	仕様・規格
塗料	
防水材	
断熱材	
硬質ポリ塩化ビニル管	
構造用合板	

(※工事の内容にあわせて、予定価格内訳書の記載の項目をもとに記載すること。)

3. 受注者は、次の①、②のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を提出し、協議するものとする。

ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

①調達検討資材の代替資材を調達した場合

②設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

4. 設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。

5. 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

6. 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条(スライド条項)の対象外とする。

7. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（別記2）設計変更時の設計図書における記載例

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更 変更一式

代替資材	資材名
流通状況を踏まえた調達経費が別途必要な資材	資材名

※代替資材を調達した場合は、通常の設計変更と同様に設計図書に特記する。

5. 積算方法

（1）設計変更を行う対象数量

- ・ 予定価格内訳書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。（出来高払いを行っている場合を除く。）

（2）設計変更に用いる材料単価

- ・ 受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。
- ・ 実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- ・ 妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。

（3）別途調達経費の算出法

- ・ （2）で算出した材料単価と設計変更前の官積の材料単価の差額に（1）の対象数量を乗じ、さらに材料費に連動する専門工事業者等の諸経費を加算して求める。

- ・設計変更前の官積の材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用し、求める。
- ・材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の価格の変更が含まれていない証明書類の提出を受注者に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。なお、証明書類の取扱いは、国土交通省大臣官房庁営繕部「工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（営繕工事版）（令和 7 年 12 月改定） 1－5－1 2）実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類」を参考とする。

6. 適用

本通知は、令和 8 年 7 月 27 日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。

なお、令和 8 年 7 月 26 日以前に入札契約手続きを開始した工事（既契約工事を含む）については、購入後であっても受発注者間で協議が整ったものから適用する。